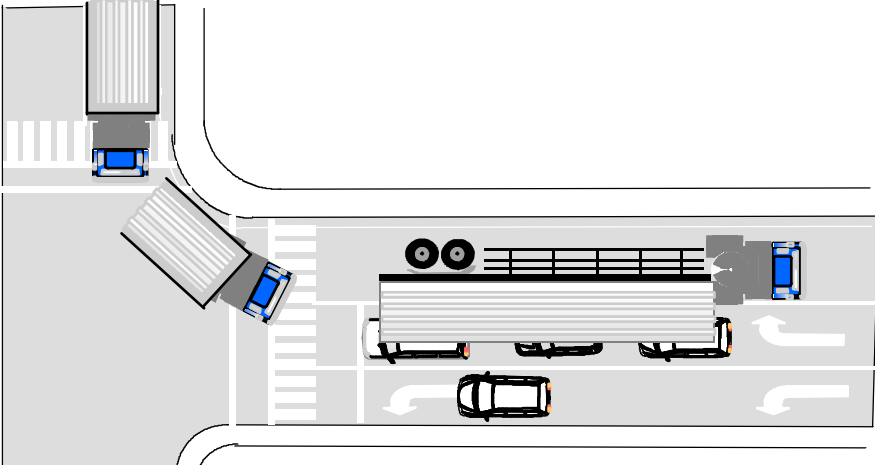
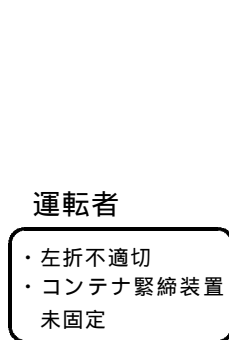


事故事例 6 (一般貨物) コンテナの緊締が十分でなかったため左折時にトレーラーが横転

曜日・時間・天候	5月2日(金)・7時10分・晴
場所	一般道 制限速度 50 km/h 危険認知時速度 20 km/h
道路の状況	乾燥 幅員 9.3 m 交差(平坦)
運転者	年齢 36歳 運転歴 3年11ヶ月
事故時の乗務距離	90 km
損害	死者1名 軽傷2名
<p>【事故の概要】 当該運転者は、前日 15:30 にターミナルでコンテナ(積荷:野菜)を積み込み、20:00 に帰庫し、翌日車庫から出庫予定であったが、無断で積込地に泊まり、翌日 5:20、乗務前点呼を受けずに乗務を開始した。途中、国道が事故渋滞のため、このままでは到着予定時間に間に合わないと思い、県道へ迂回し、信号機のあるT字路交差点を左折するため速度を20km/h に減速しハンドルを左に切った際、コンテナ緊締装置の前方左右の2箇所を固定していなかったことからコンテナが左右に揺れたためブレーキをかけハンドルを操作したが、立て直せずトレーラーが右側に横転し、対向車線で信号待ちで停止していた乗用車2台を押しつぶし、その後続のライトバンに接触し停止した。この事故により先頭から2台目の乗用車の運転者が死亡、先頭の乗用車と3台目のライトバンの運転者が軽傷を負った。</p>	
	
種別・用途・形状	普通・貨物・トラクタ・コンテナセミトレーラ
最大積載量	24,000kg
当時の積載量	20,370kg
当時の乗車人員	1名

【推定原因】



【事故の要因】

運転者

- ・目的地までの到着時間に余裕がなく焦っていたため十分に減速せず左折を開始した。
- ・コンテナ緊締装置の前方左右の2箇所(ロッキングピン式)を固定していなかった。

運行管理

- ・輸送の安全確保について、適切な指導を実施していなかった。
- ・運転者が勝手に運行計画を変更した。
- ・乗務前及び乗務後の点呼を実施せず、運行について適切な指示をしなかった。

【事故再発防止対策】

- ・左折時には十分減速する。
- ・コンテナ緊定装置は、前部、後部とも必ず固定する。
- ・勝手に運行計画を変更しない。

- ・運転者に対する適切な指導監督を実施する。
- ・運行計画を遵守させる。また、運行計画を変更する場合は運行管理者の指示により行う。
- ・乗務前及び乗務後の点呼は必ず実施し、運行について適切な指示を行う。